

不当労働行為を大義名分とし分裂した 元JRバス関東本部役員の所業②

タクシー代の不正使用疑惑 98,840 円 返還請求シリーズ③

提出された領収証には**使用者・用途のわからないタク**シー領収証や、**横浜の繁華街から深夜2時55分に利用したもの**等、私的利用と疑わしいものが多数存在した。

そのため、誰が何のために使用した領収証なのか質問したところ、**元議長のが横浜駅から帰宅のために使用したものが多数あった。**

電車を利用せずにタクシーを利用する根拠を元議長へ質問したところ「**当時のバス関東本部内で議論し、三役の身体的・精神的負担を考慮しタクシー移動を認めていた。**」と回答した。それはどこで議論したのか質問したところ、「**どこで議論して決めたのかは記憶にはない。これ以上貴労組とやり取りを続けるのは困難。**」と回答して、98,840 円の返金がされる。



返還請求シリーズ④

日当の2重取り 32,000 円



元バス関東本部事務長ら役員によって、日当を貰っていながらも日当替わりの Suica チャージ代も貰うという**2重取り**ともとれる行為が発生していました。

それらについて、なぜこのような行為をしたのか返答を求めたところ、「**勤務認証扱いかわからない日に2重払いをしていた。**」という返答と共に**32,000 円が即座に返金**される。

役員のみ好き放題な運営を許すことは出来ません!!